

法人事業税の申告納付と更正・決定

1. 申告納付

申告区分	申告納付額の計算	申告期限
確定申告 (法72条の25・72条の28)	各事業年度に係る付加価値割、資本割及び所得割の合算額	各事業年度終了の日から2月以内 (申告期限延長の承認を受けた法人はその期限内)
中間申告 (法72条の26)	事業年度が6月を超える場合に、以下のいずれかの額	事業年度が6月を超える場合に、当該事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内
予定申告 (前事業年度確定税額によるもの)	$\frac{\text{前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額}}{\text{前事業年度の月数}} \times 6$	<p style="color: red; text-align: center;">外形標準課税が適用される法人は、必ず中間申告を行う義務があります()。 (この場合、外形標準課税が適用されるかどうかの判定は、当該事業年度開始の日から6月の期間の末日の資本の金額又は出資金額によります。)</p>
中間申告 (仮決算によるもの)	当該事業年度開始の日から6月の期間を一事業年度とみなして算定した付加価値割、資本割及び所得割の合算額 (連結申告法人を除きます。)	
修正申告 (法72条の33)	付加価値額、資本等の金額若しくは所得金額又は事業税額について不足額がある場合は、その修正により増加した事業税額	遅滞なく
	法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けた場合は、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として行った修正により増加した事業税額	当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内

()ただし、平成16年4月1日以後に開始する最初の事業年度については、従来の中間申告義務のある法人のみが中間申告を有します。

2. 更正・決定

割の種類		更正又は決定の基礎	根拠規定
所得割	(国税準拠法人)	法人税の課税標準	法72条の39
	(自主決定法人)		法72条の41
付加価値割		都道府県知事の調査	法72条の41の2
資本割			

*表中「法」は地方税法を略して表示しています。